

平成30年第6回上里町議会定例会会議録第3号

平成30年12月11日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第61号) 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第62号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第63号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第64号) 工事請負契約の変更について
- 日程第11 (町長提出議案第65号) 平成30年度上里町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 (町長提出議案第66号) 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 (町長提出議案第67号) 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 (町長提出議案第68号) 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 (町長提出議案第69号) 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算(第2号)について
-

出席議員(13人)

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	9番 植井 敏夫君
10番 高橋 正行君	11番 納谷 克俊君
12番 沓澤 幸子君	13番 高橋 仁君
14番 新井 實君	

欠席議員（ 1人）

8番 植原育雄君

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	江原洋一君
教育長	下山彰夫君	総務課長	山田隆君
総合政策課長	塚越敬介君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	望月誠君	町民福祉課長	谷木絹代君
子育て共生課長	間々田由美君	健康保険課長	山下容二君
高齢者いきいき課長	飯塚郁代君	まち整備課長	富田吉慶君
産業振興課長	及川慶一君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	高橋淳君	学校教育指導室長	勝山寛美君
生涯学習課長	小暮伸俊君		

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 主 任 横尾慎也

◎開 議

午後1時30分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいま6番猪岡壽議員から、7日の一般質問中の発言について、会議規則第64条により不適切な部分の発言の取り消しの申し出がありましたので、猪岡壽議員の発言を許可いたします。

6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 6番猪岡壽でございます。

7日の一般質問において私の発言中に、一法人の売り上げの変動率について固有名詞で説明したことは不適切でありましたので、謹んで取り消しをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

申し出のとおり発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり発言を取り消すことに決定いたしました。



◎日程第7 町長提出議案第61号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 町長提出議案第62号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 町長提出議案第63号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程7、町長提出議案第61号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、町長提出議案第62号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、町長提出議案第63号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第61号から議案第63号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第61号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第63号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、いずれも給与、報酬にかかわるものでございますので一括して説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成30年8月10日付の人事院勧告及び同年10月18日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の給与改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の額等の改定をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案ごとに改正概要、条文概要を御説明申し上げます。

まず、議案第61号の改正概要及び条文概要でございますが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナスともに昨年に引き続き引き上げとなっております。

まず、月例給では、民間との間に差があることを踏まえ、若年層について700円から1,500円の引き上げ、中・高齢層につきましては400円から900円の引き上げにより、官民の給与差が縮小することとなることを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.05月分引き上げ、年間で見ますと現行の4.40月から4.45月へ支給月数が改定されます。

埼玉県人事委員会の給与勧告も、ほぼ同様な勧告趣旨になっております。

政府は、人事院勧告の内容を閣議決定し、国会においては11月20日に衆議院で、11月28日に参議院でそれぞれ可決されました。埼玉県におきましても、12月の定例議会で措置することです。

続きまして、条文の概要を御説明申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

給与改定に係る改正点を申し上げますと、第16条第1項において規定しております宿日直手当「4,200円」を「4,400円」に改めます。

第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額を「100分の90」を「、6月に支給する場合にお

いては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「100分の42.5」を「、6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」に改めます。勤勉手当の改正に伴う今年度の増額は、約269万6,000円となります。

続きまして、別表につきましては、行政職給料表（一）を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定となっております。その他につきましては、中・高齢層職員については400円から900円の引き上げを行い、官民格差の縮小を図っております。再任用職員及び任期付職員についても、同様の取り扱いにより引き上げ改定となっております。平均改定率は0.2%となっております。全ての職員が引き上げ該当となっており、給料表改正に伴う今年度の増額は、約143万円となります。

次に、第2条ですが、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

平成31年度以降の期末手当の支給に関する改正内容となりますが、第17条第2項中では、期末手当の額を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのを、いずれも「100分の130」に改め、第3項中では、再任用職員の期末手当の適用について『「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」』とございますのを『「100分の130」とあるのは「100分の72.5」』に改めます。

第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額を「、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を、いずれも「100分の92.5」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「、6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を、いずれも「100分の45」に改めます。

続きまして、第3条としましては、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正いたします。

第7条第1項では、第2条第1項で定めた高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、あるいは専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に採用した職員に適用となります給料表についての改定となります。

続きまして、第8条第1項では、第3条にあります、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合等に採用した職員、及び第4条にあります、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量が見込まれる業務、

あるいは住民の方に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時の提供体制の充実、さらに当該提供体制等の維持のため、または介護休暇や部分休業中の職員の代替として採用した職員が適用となります給料表についての改定となります。

続いて、附則について御説明申し上げます。

附則第1項については、施行期日の説明となります。施行日は公布の日から施行としますが、第2条の改正規定につきましては、平成31年4月1日から施行といたします。

附則第2項では、給料表につきましては、平成30年4月1日から遡及して適用いたします。

続いて附則第3項では、改正後の給与条例を適用した場合、これまでに支給された給与を改正後においては内払いとみなす旨の規定でございます。

最後に、附則第4項では、附則第3項で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

続きまして、議案第62号及び第63号の改正概要と条文概要について御説明申し上げます。

議案第62号の上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、職員の期末勤勉手当の額が0.05月引き上げられましたので、同様に特別職の期末手当の引き上げを行い、あわせて手当の基礎額について改正を行うものでございます。

第1条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中に規定する給料の月額について、上里町長の給料の特例に関する条例の規定を適用しない旨の内容を加え、「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めます。

第2条では、平成31年度以降の支給に関する改正内容となりますが、町長及び副町長の期末手当に関する部分で、第5条第2項中の「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を、いずれも「100分の222.5」に改めます。

第3条は、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しておりますが、第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めます。

第4条では、平成31年度以降の支給に関する改正内容となりますが、教育長の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を、いずれも「100分の222.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、町長、副町長及び教育長につきましては、合計で約11万5,000円となります。

附則につきましては、施行期日について規定しております。

第1条及び第3条については公布の日からとし、平成30年12月1日からの適用、第2条及び

第4条については、平成31年4月1日から施行となります。

続いて、議案第63号の上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第1条として、上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めます。

第2条として、平成31年度以降の支給に関する改正内容となりますが、議会の議員の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を、いずれも「100分の222.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、議会議員につきましては全体で約18万7,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については、公布の日から施行とし平成30年12月1日からの適用、第2条については、平成31年4月1日から施行となります。

以上、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例並びに上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第62号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育

長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第63号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第64号 工事請負契約の変更について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第64号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第64号 工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、上里町民体育館改修工事の変更を行いたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

この上里町民体育館改修工事につきましては、平成30年7月3日に1億65万6,000円で株式会社塚本工務店埼玉支店と請負契約を締結いたしました。

工事内容といたしましては、屋根内樋・堅樋、東西ガラスブロック、天井板、天井附帯設備、ギャラリー壁面、アリーナ壁面、防球ネットに係る各改修工事及び照明LED化交換工事となっております。

平成30年9月3日より工事を開始し、現在体育館内外に足場が設置され、天井天板撤去作業などを行っております。

改修工事のうち東西ガラスブロック改修工事につきましては、雨漏り防止のため防水材をコ

ーキングする工法を予定しており、コーキング作業を行うため東西ガラスブロック外側にある黒色のサッシを外して防水コーキングを行い、外したサッシを再利用して設置する工程となっております。

工事着手後、現地において東西ガラスブロック外側を確認したところ、一度サッシを外してしまうと再利用できないことが判明いたしました。再利用できない場合には、新規でサッシを作製し設置しなければならず、大幅な工事金額の増額となります。

このため、別工法での工事を検討した結果、ガラスブロック外側に金属製のサイディングを設置し、ガラスブロック全体を覆う工法に変更したいと存じます。

この工事の変更によりまして、749万5,200円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、金属製サイディング工法に変更するための部材として金属製サイディング、1区画当たり約25万2,000円でございます。サイディング設置下地部材、1区画当たり約55万8,000円でございます。上下幕板アルミ、1区画当たり約34万円、こうした内容となっております。

なお、下地につきましては、4センチメートル掛ける2センチメートルの鉄柱を50センチメートル間隔で組み、その上に金属製サイディングを設置するものでございます。

ついては、当初の請負契約額1億65万6,000円を変更し、1億815万1,200円としたものでございます。

以上で、議案第64号 工事請負契約の変更について御説明申し上げました。慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。何点か御質問をさせていただきます。

まず、調査設計段階ではなかなかそこまで腐食具合がわからなかったという御説明ではありますが、今の提案理由の説明の中では、一度取り外してしまうとまた再度取りつけができないというお話であったということは、一度どこか取り外してみたんですかということなんですね。だとすると、そこはもう使えないから使えなくなってしまうわけですね。そうではなく、まだ取り外しをしていないということであれば、取り外した状況の中のことはわからないということになると思うんですが、説明に若干の矛盾を感じますので詳しく教えていただきたいと思っております。

次に、今回ガラスブロックを金属サイディングで覆う工法を選ばれたということでもあります

が、これに関しましては施工業者からの提案なのか、設計管理側からの提案なのか、町側からの提案なのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、工法を変更することによりまして多額な変更契約、増額があるというわけでありまして。この件に関しまして、どちらかの提案かはわかりませんが、この価格の妥当性の検証というのはどのような形でされたのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 納谷議員の御質問について御説明申し上げます。

一度取り外すと再度利用ができないという説明でございます。こちらは、一部サイディングを取り外して現地確認を行いました。その結果、内部の腐食等発見されまして再度利用ができないというように、内部を業者と確認しまして、そちらについては内容確認ができた次第です。

続いて、サイディングの提案について、どちらからの提案であったかということでございますけれども、こちらは一度外した場合使えないということで相談を受けましたので、何かよい方法はないかということで施工業者のほうに問い合わせたところ、この工法を提案されまして、そして町と工法的に検討して決定した次第でございます。

そして、価格の検討でございますけれども、価格につきましては、業者と施工を行った場合の見積もり等、工事内容等を提示していただきまして、その内容を確認した上で、工事内容、価格等についても協議して決定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございます。

まず一部試験的というんですかね、施工してみたということなんだと思いますけれども、そこで何点か再質問をさせていただきますけれども、その一部取り外したところの補修はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

続きまして、サイディングで全面を覆ってしまうというのは施工業者からの提案だということでありましたが、もちろん施工するに当たりましては、先ほど副町長からもありましたけれども、40掛ける20ミリの角パイプで下地をつくって、それにサイディングを張るということでありました。その場合の取り付け、下地を取り付けるに当たってのパイプの取り付け状況だとか強度的な問題、あとサイディングが張られることによって重量が増してくるということで、先ほど業者と町で検討したということですが、設計管理のほうはどのような見解なのか

ということを、続けてお伺いいたします。

また、金額のことに关しましても、業者から提案されて見積もり出していただいて町と協議したということではあります、その協議の過程において本当にこの金額が妥当なのか。先ほど御説明をいただきましたけれども、平米数、それから施工規模等を勘案して、この金額が妥当なのかというのは私もわかりませんが、素人なのでわかりませんが、どうやってそれを検証したのかというのが、業者と町で協議だと。教育委員会ですかね、協議したということなんですけれども、客観性というのが求められると思うんですね。町民の貴重な血税も入っているわけですから、透明性が求められるわけです。そこを伺いたかったわけで、町と業者で協議しましたよじゃ、なかなか納得がしがたいのかなというところでもあります。

そして、3点目なんですけれども、これはちょっと先ほどの質問にはなかったことかもしれませんが、全員協議会の中で沓澤議員のほうから、全面的にガラスブロックを覆ってしまったときに採光はどうなんですとかという話だったんですけれども、多分法規上は大丈夫なのかなと思うんです。実際に競技するときは、もちろん競技によってはカーテン全面引いたりしますよね。夜間の場合はもちろん採光は関係ないということなんです、現状、町民体育館の自然採光というのは、ほとんどがガラスブロックの部分かなと思うんですね。それ以外のところは、ガラスブロックの上のところにある排煙窓になるんですかね、ちょっとわかりませんが窓のところと1階の出入り口のみということで、昼間相当この圧迫感というか威圧感があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の検討についてはどのようにされたのか、お伺いいたします。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 納谷議員の御質問について御説明申し上げます。

現在一部取り外したところの施工につきましては、現在取り外したところについて応急の防水処理を行っております、現在雨水等が入らない状況にしております。ただ、現在雨水が入らない状況にしておりますが、そのところを施工をしてはまだありません。一時的な応急処置をしているところでございます。

施工業者からの強度等、こちらについて設計管理等の業者、こちらのほうにつきましては設計管理のほう委託してはおりませんので、こちらにつきましては業者との協議、そして監督員の現地確認というところで強度等についても調査等行いまして、現地確認をしております。

そして、この金額が妥当であるかという、こちらにつきましても、業者から提案いただいた工法、金額、こちらにつきましても内容的にこちらのほうで他の業者等いろいろ町側が調査いたしまして、そして金額等についてもできるだけ低価格でできないかというような、そういう

内容で何度か協議を続けて、そして金額を決定した次第でございます。

そして、採光についてはどうであるのかという御質問でございますけれども、競技を行うに当たって、また通常の作業等も体育館で行うに当たっては、多くの団体が常にカーテン等を閉めて、そして照明をつけた上で、いろいろな競技等、練習等も行っている次第でございます。他の競技場、体育館等も確認いたしますと周りを壁で覆ってしまっているような、そういう体育館も多くございますので、採光については問題ないかと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番高橋です。

先ほど、サイディングが業者さんのほうから言われて、これが一番いいとかとっていましたが、ほかに3通りとか4通り、例えばステンレスで覆うとか銅板で覆うとか、結局サイディングだと何年かすると腐食するわけですよ。それで、そのような5通りぐらいを聞いて、これが最善だというふうに聞かれたんでしょうか。それとも、もう最初からサイディングありきだったんでしょうか。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 高橋茂雄議員の御質問について御説明申し上げます。

工法については、幾つか検討させていただきました。サイディングのほかにも大きなアルミ板、一面を覆うようなアルミ板をつけるという工法もあるようでございますけれども、そのアルミ板等、それを取りつける工法につきましては大変高額になると、サイディングよりもはるかに高額になるというのを検討いたしまして、効果及び費用面でサイディングが最適ではないかというふうに今回決定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 私からも何点かちょっとお聞きしたいと思います。

まず、原点に戻って、町民体育館をつくるに当たってある業者が一括で契約したと思うんですよね。一般の住宅でもそうですけれども、大工さん、工務店等が請け負うと、いろんな業者、水回りだとか、それからサッシ屋さんだとか瓦屋さんだとか入るわけですが、この要するにガラスブロックを受けた業者は当然あると思うんですよ。これを、先ほどの説明聞いてい

ると、一度外しちゃうと再利用できないということを言っていますが、要するに体育館を建設したときの資料というのは何らかの形で残っているんじゃないかなど。その足跡を追っていけば、どこの業者がこのガラスブロックを工事したかというのがわかると思うんですね。そうすると、そこでもって、この要するにガラスブロック、この工法が要するに耐用年数どのぐらいで傷んじゃうよ、だめになっちゃうよということも、当然何かつくと傷むのは当然のことなんですけれども、その辺で今回こういった改修工事でもって特にこのガラスブロックが問題になっているんですけれども、そういうところからの足跡をたどっていけば、業者を特定することによっていろんな情報が、金属製サイディングをする結果を出す前に、手探りでいろんなことがわかるんじゃないかなというふうに思うわけです。

それともう一つ、この金属製サイディングの工事をやった場合に、どのぐらいの耐用年数、ちょっと先ほどの高橋茂雄議員のほうと関連しちゃうかもしれないんですけれども、どのぐらいもって、要するにその上塗りというかペンキ塗るんだか何だか知らないんですけれども、金属製ですから、また手入れをしなければいけないんじゃないかなというふうに考えるわけです。だから、要するに、今、金属製のサイディングでどのぐらいもつのか。

それから、この要するに工事変更を、契約変更というんですかね、工事内容の変更をするに当たって、工期が来年の3月末日までで、要するに工期の延長ということは心配しなくてもいいのか、工期内でおさまるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 齊藤議員の御質問について御説明申し上げます。

今回ガラスブロックの部分でございますけれども、ガラスブロックにつきましては、一部破損はございますが、大きな雨漏りの原因といたしましてはコーキング部分、目地の部分が大きな雨漏りの原因となっております。この部分につきましては、目地は定期的にメンテナンスの必要もございますので、こちらにつきましてはガラスブロックの破損というよりも目地、こちらにつきましては設計業者等の確認の中ではおおむね、その環境によってもかなり状況が変わるということでございますが、10年ぐらいはもつのではないかというような報告を受けております。

そして、以前の施工業者等の確認をとということでございましたが、こちらのほうにつきましては、業者のほうは現在、建設してから30年になっておりますので、そちらのほう確認……失礼いたしました、業者のほうに確認しなくても、そのときの施工図面というのが残されておりますので、その施工図面、そして状況等を確認の上で内容等は知ることができます。

そしてサイディングはどのぐらいもつのかという御質問でございますけれども、こちらにつ

きましてもおおむね20年以上もつのではないかというような報告を受けてございます。

そして、工期が間に合うのかという御質問につきましてでございますけれども、現在工期、そちらにつきましては調整を行いまして十分間に合うと、そういう内容で施工業者と確認をとっております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第65号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第65号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明、議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第65号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成30年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,249万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することので

きる経費を、第2表繰越明許費によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款14国庫支出金は、500万2,000円の減額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付費負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、地域生活支援事業費補助金などの増額や、子ども・子育て支援整備交付金、認定こども園施設整備交付金の減額となっております。

款15県支出金は、20万5,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付費負担金、地域生活支援事業費補助金、教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金などの増額や、埼玉県子ども・子育て支援整備交付金の減額となっております。

款18繰入金は、426万7,000円の減額補正となり、いきいき福祉基金繰入金の減額となっております。

款19繰越金は、2,442万1,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は、378万8,000円の増額補正となり、後期高齢者医療給付に要する経費負担金清算金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して1,914万5,000円を追加し、96億9,249万9,000円とするものでございます。

次に、3ページから4ページまでが歳出でございます。

款2総務費から款9教育費までの各項目につきまして、人事院勧告等による給与費の補正が主な共通点となっております。

初めに、款2総務費は、435万1,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、臨時職員賃金、会計年度任用職員制度移行のための例規整備等支援業務委託料、道路安全対策工事費、掲示板設置替工事費などの増額となっております。

款3民生費は、1,265万8,000円の減額補正となり、主な内容は、職員給与費、臨時職員賃金、障害者日中一時支援事業補助金、施設型給付事業負担金などの増額や、子ども・子育て支援整備事業費補助金、保育所等整備交付金の減額となっております。

款4衛生費は、146万2,000円の増額補正となり、職員給与費、保健センター修繕料、印刷製本費の増額となっております。

款5農林水産業費は、113万1,000円の増額補正となり、職員給与費、地図データ作成業務委託料の増額となっております。

款6商工費は、6,000円の増額補正となり、職員給与費の増額となっております。

款7土木費は、722万1,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、児玉工業団地ア

クセス道路築造工事費、神保原駅南街区公園整備工事費、町営住宅受水槽関連改修工事費などの増額や、児玉工業団地アクセス道路事業に係る物件補償金の減額となっております。

款9教育費は、1,763万2,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、ヘルメット購入費補助金、光熱水費、部活動振興費補助金、公民館工事請負費、上里町民体育館床改修工事費などの増額となっております。

4ページをごらんください。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対して1,914万5,000円を追加し、96億9,249万9,000円とするものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第2表繰越明許費につきましては、款7土木費、項2道路橋りょう費の児玉工業団地アクセス道路事業4,966万4,000円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

以上、平成30年度一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

引き続きまして、総合政策課長に、お手元の補正予算資料により詳細な説明をいたさせます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） すみません、何点か確認させていただきます。

まず、1ページ目の中段の総務課の主な歳出の件ですが、行政区運営事業で掲示板設置替工事費ということで14万6,000円計上しています。具体的には久保地区の掲示板ということですが、これは3月の予算要求のときに年間たしか2基分を予算化というか計上しているというふうに私は記憶しているんですけども、これで補正を組んでまで緊急性があるのかどうか。私が記憶しているところによると、掲示板は年間2基を計上、予算要求しているんですけども、こういうケースは私もちょっと今までの経緯で記憶がないんですけども。

それと、同じところで1基が14万6,000円の計上なんですが、当初これは四、五年前になるかな、4年ぐらい前、私の記憶違いだったら御容赦願いたいんですが、恐らく12万ぐらいだっ

たと思ったんですけれども、これが要するに現予算というか見積もり額だと思うんですけれども、14万6,000円とかなりの値上げになっているような気がするんですけれども、この辺について御説明をお願いいたします。

それと、その同じページの下から2行目のくらし安全課、まず、交通安全対策事業で路面表示という説明がありました。恐らくこれ横断歩道とかのペイント作業だと思うんですけれども、薄くなっちゃってドライバーにも区別がつかないような状況になっているので、ペイントの引き直しはメインかなというふうに考えておりますが、これは各地区の区長さんのほうから要望的に年度、今年だと30年度、どここの横断歩道がペイントが薄くなっちゃっているよというふうな要望があって引き直ししてくださいというふうなことがあるかと思えます。それについては、交通安全対策事業ということで年間3月の予算要求のときに、これは要するに当然毎日車が通行して、もう白いペイントがはがれるのは歴然としているわけですよ、原因は。ですから、こういうのは予算化されているんじゃないかなと思うんですけれども、これの緊急性というか、何かあってこういった補正を組んでいるのか、この辺について説明をしてください。

それから、その下の清掃総務事業、ごみ出しのパンフレットですかね、各毎戸に配る。先ほどの説明だと約1万5,000枚というふうに説明がありました。今の町の世帯数、各戸に配るんですから恐らく1万二、三千で私の記憶ではないかなというふうに思うんですが、そのことと、1枚当たりの単価は幾らぐらいするのか。

それから、3ページの主な歳出のところ、教育委員会事務局運営事業でヘルメット購入補助金というのがあります。95万9,000円ですか、これについて詳細な説明がございました。31年4月から中学生もヘルメット着用ということですが、この件について私も以前、自転車通学する生徒については着用を促したらというか、したほうがいいんじゃないかということで一般質問したことの経緯もあるのかなと思うんですけれども、いずれにしてもこれを着用するに当たって保護者のほうからちゃんと同意が得られているのか、それともこれは強制的、町長の方針であるそういった安心・安全な観点から考えた場合のことなのか、その辺をもう少し具体的に説明をお願いします。1個が2,100円という単価みたいですがけれども、これに1,000円補助。これは継続されて補助していくのか、その度合いですね、どの辺まで継続して補助を約2分の1するのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤崇議員の御質問に対しまして総務課に関する部分、お答えさせていただきます。

まず、掲示板設置工事のところでございます。

まず、当初予算で2基ほど計上していたと思われるけれども、補正を組むことの必要があるのか、緊急性があるのかという御質問でございました。

当初予算で39万6,000円を計上しておりまして、その中で本年度につきましては、黛、忍保、宮本3カ所の新設を行ってございます。それで、39万6,000円のほうは全てもう支出済みという形になるんですけれども、改めて久保のほうが台風等の影響がございまして倒れてしまったと。こちらに関しては情報発信に既に支障を来しているような状況でございますので、至急対応させていただきたく、補正計上させていただいたところでございます。

また、金額に関しまして今回14万6,000円ということで、以前12万円ほどだったのが高くなっているのではないかと御質問でございます。現在、掲示板の足の基礎の部分とか、その辺が場所によって変わるわけなんですけれども、こちらの部分が高くついた分が若干の増額となっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君）　齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

交通安全対策事業工事請負費、道路安全対策事業費についてでございますけれども、齊藤議員お話しのとおり、外側線、区画線等につきましては、地元の区長さんから要望があった箇所や、あとは職員がパトロールして薄くなった箇所につきまして補修をさせていただいております。当初予算2,491万円計上させていただいておりますけれども、今回補正予算として204万5,000円計上させていただいておりますが、当初予算の金額では足りないということで今回補正をさせていただくわけでございます。場所につきましては、大御堂、新幹線の側道において停止線や外側線などを補修させていただく予定でございます。交通安全上、優先性の高い箇所につきまして優先的に補修をさせていただければと考えております。

続きまして、清掃総務事業の印刷製本費につきましては、家庭ごみ分別収集啓発ポスターをリニューアル、改定して、毎戸配付を4月1日の広報かみさと配付時に予定をさせていただいております。それと、毎戸配付と転入者に配付するために1万5,000部作製をさせていただきたいと考えております。

また、1部当たりの単価につきましては、25.5円、税抜きですが、25.5円でございます。

以上です。

○議長（新井 實君）　学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 勝山寛美君発言〕

○学校教育指導室長（勝山寛美君） 齊藤議員の御質問について御説明申し上げます。

まず、ヘルメット着用に関して保護者の同意が得られたのかということですが、今年度9月に保護者にアンケートを実施してございます。その中で6年生保護者につきましては町内小学校5校の保護者が、必要であると思うということで73.7%の保護者が必要であるということをお返事してございます。そして、小・中合わせて、中学校に関しては必要であると答えているのは57.5%、小・中合わせて63.2%の保護者が必要であるというふうにお返事しており、非常に導入に向けての気持ち強いというふうにお受けとめてございます。

そして、今後のヘルメットの購入については、来年度につきましては1年生から3年生まで全学年の購入ということになりますが、次の年に関しましては新1年生からの購入ということで、継続して購入していくこととなります。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） まち整備課のところは何点かお伺いをいたします。

初めに、児玉工業団地アクセス道路築造工事費関連でありますけれども、物件補償及び賠償金ということで、物件補償のほうを減額して、その分工事費ということだったんですが、ちょっと聞き漏らした部分なんで御説明いただきたいんですけども、まず、物件補償のほうが順調に進んでないという認識でよろしいのでしょうか。また、あわせて、その分減額した部分を築造工事費に回して、その分はまたもちろん今の時期ですと工事の完成は難しいということと繰越明許ということはわかるんですけども、その物件補償にも社会資本整備総合交付金が入っているということだったんですが、ここの部分はちょっと私の勉強不足なんですけども、物件補償に対しての交付金が入っている部分が、これを道路築造工事費に回しても、その分がそっくり交付金は該当するという認識でいいのか。そもそも私のこの質問自体が的外れだったら申しわけないんですけども、その辺教えていただきたいと思っております。

2点目、公園管理事業の街区公園、街区3号公園ですかね、植栽工事分が不足ということではありますけども、当初見込みから見て今回の補正がかなり高額というか大きくないですかという疑問が単純に湧きました。そもそもの積算がどうだったのかということと、植栽の金額が妥当なのかということをお伺いしたいと思います。

3点目が、同じく公園管理事業のところなんですけれども、長久保公園の男子トイレが1基詰まりづらいと、それについて点検口を設置して、なおかつ洋式化するということがあったんですけども、ちょっと前に長久保公園を利用したときに、トイレがたしか男子トイレのほうは個室の

ほうはみんな封鎖してあって、見たら周り工業団地内の公園4カ所とも全てその状況だったんですけれども、現在使えるようになってきているのかということと、あとプラス、全部工業団地公園内4つ使えなくなっていたような理由といたしますか、その辺教えていただきたいと思います。いたずら防止ということだとは思いますが。

以上、3点、よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に対し御説明いたします。

まず、アクセス道路のうまく進んでいるのかというような話なんですけれども、確かに1名の方、当初30年度予定していた1名の方とのちょっと用地補償価格の折り合いがつかなくて、現在まで契約締結に至ってない状況であります。今年度については、2名の地権者より用地買収を行っておりまして、昨年度末の用地進捗率の面積ベースで約46%から、今年度2名買収しまして約60%の用地買収率の進捗率となっております。

用地補償費から工事費への流用という形で交付金が該当するのかということなんですけれども、そちらについても工事費についても交付金のほうは使用できますので、そちらを使用していきたいと考えております。

確かにアクセス道路、用地買収が伴いますので、地権者との交渉を粘り強く進めて、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、街区公園なんですけれども、駅南街区公園は、県の交付金を活用しまして神保原駅南地区都市再生整備計画に位置づけております。そちらで、平成27年度から平成30年度の4カ年の計画期間内に整備を位置づけているものです。こちらについては、平成29年10月に開園したあおぞらパークも同様の計画内で整備を行っております。その2つの公園整備を計画する段階で平成26年度ですね、こちらのときにその2つの公園の全体事業費を算出しまして、まずその整備計画に位置づけております。公園を整備していく中で当初設定した人件費とか資材、あと積算基準、こちらは県のほうを使っているんですけれども、そちらのほうの会計等がありました。あと、現場状況に応じた設計変更が生じたりしまして、あと、防災倉庫のほうが当初ちょっと簡易的なものだったということもありまして、そちらのほうの見直しを行ったことにより全体事業費が増額になったものでございます。

植栽工事の単価については県単価のほうを採用していますので、そちらの基準に沿った設計となっております。

続きまして、長久保公園のトイレ改修についてなんですけれども、一応現在、長久保公園のトイレ、今まで石とかそういったものを詰められて使用できないような状況に、何度も直して

もなっていますので、現在封鎖のほうをさせていただいております。そちらの経緯から、点検口を設けて、今後何か詰まったときもそういったメンテナンスが容易にできるような対応を考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） もう一点ちょっと確認したいところが、ちょっと漏らしましたので申しわけございません、お願いします。

3 ページの学校教育課のところで、小学校管理事業と中学校管理運営事業で、先ほどの説明だと光熱費が夏の酷暑に伴う電気料ということで、小学校のほうが251万3,000円計上されています、補正を組まれています。中学校のほうも、同じように363万4,000円。よくよく考えてみたら、小学校というは5校ですよね、5校でトータルだと思うんですけども251万3,000円。それで、中学校は2校、1校、上中は太陽光パネルが張ってあると思うんですが、そういうふうなことから考えると、2校で363万4,000円の要するに電気料というのは、ちょっと両方比較、小学校と中学校を比較した場合にちょっとクエスチョンマークがつくんですが、この辺について説明をお願いします。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

電気料の比較の差ということでございますけれども、議員おっしゃいますとおり、上里中学校は太陽光発電によりまして発電のほう行って、それを使用しておるところでございますが、やはり何分使用する量のほうが多いということの結果のために、そのような現象が起こっておるところでございます。やはり小学校と比べましてクラス数も多く、エアコンの使用量と申しますか、その量が多いということで、電気料の増大につながったということで捉えてございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） すみません、今の説明だと私ちょっと納得というか理解できないんですけども、クラス数というのは小学校だと5校あるわけですね。クラスは、勘定したことないですけども、中学校は1学年で私の知っている限り、1学年で上中が5クラス、北中が4

クラスで9クラス、9掛ける3で27クラス。小学校は、上里東が多いんでしょうけれども、トータル何クラスあるかちょっと私今わかりませんが。そういう単純な比較でこういう数字が出るんですか。

じゃ各学校、小学校なら小学校、各学校で幾らというふうに出ていますか、じゃ。それとあと、中学校は、じゃ北中と上中で幾らというふうに出ていると思うんですけども、その辺を具体的にお願いします。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、平成30年度の予測といえますか、そちらで補正をさせていただきました。4月から3月までの予測ということで補正をさせていただきましたけれども、各学校の予測数につきまして御説明申し上げます。

神保原小学校が239万円、賀美小学校が186万円、長幡小学校が263万円、七本木小学校が293万円、上里東小学校が470万円、合計いたしまして1,453万円です。上里中学校につきましては735万円、北中学校につきましては397万円、合計1,333万円ということで予測を立てまして、足りない分の補正ということでさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、この補正を組んだ、例えば小学校で251万3,000円はどういう振り分けになっているんですかと聞いたわけです。年間のトータルの予算に対しての補正というふうに私は質問していたつもりはないんですけども。その辺が、この251万3,000円、それから363万4,000円、これの振り分け、要するに補正についてだけに特化して聞いているわけです。その説明が今の回答だと私は理解できないので、もう一度答弁をお願いします、説明をお願いします。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。説明が非常に悪くて、申しわけございませんでした。

補正をさせていただきました金額につきましては、小学校管理運営事業の光熱水費ということで5校分まとめたの補正ということでございまして、各校が幾ら分が不足見込みかというところでの金額ではなくて、5校分トータルとして考えて補正をさせていただいたものでござい

す。

また、中学校のほうが、先ほどの御質問ですけれども、電力が多いということにつきましては、中学校の契約電力のほうが中学校のほうが多少多いということでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔「7番、いいですか、もう一回。3回までだと思うんですけども」の声あり〕

○議長（新井 實君） 3回までで、今4回目だったんですけども。

〔「納得できないですよ、今の答弁じゃ」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑は簡潔にひとつよろしくお願いします。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） すみません、何度も。

要するに、俺、頭悪いからわからないんで、もう少しわかるように説明してください、本当に。

例えば、クラスについても小学校については、ここですぐ私計算できないんですけども、中学校は頭の中に入っているんですすぐできました、4クラスと5クラスということで1学年9クラス、3学年あるから三九、二十七と。小学校は5校あって、じゃ何クラスあるんですかという質問についても、回答というか説明受けていません。結局、授業時間、1時間当たり小学校と中学校の1時間当たり、40分だか45分だかわかりませんが、その辺の1時間当たりの分数もちょっと私もわからないんですが、そういうところから勘案して考えると、やっぱり中学校のほうがエアコンを使う時間というのは多くなるんじゃないかと。それは必然的に私も理解できます。

ただ、先ほども言ったように、上中には要するにパネルも張ってあるわけですが、太陽光が。じゃ、何のために張ったんだと。先ほどの説明だと、上中のほうが、何か数字並べてくれましたけれども735万で、北中が397万とかというふうな説明があったんですが、全然こういうのじゃ私は理解できないです。もう少しわかるように説明をお願いします。

以上です。

〔「議長、休憩動議」の声あり〕

〔「賛成」の声あり〕

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時31分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明を続行します。

学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

中学校の電気料が小学校より多いということでございますけれども、これにつきましては契約単価の増加が7月にございました。このために単価の増加に伴います電気料金の増額ということがございました。それから、上里中学校につきましては、校舎の構造上、窓が全開できませんので、どうしても暑い日につきましては空調によるエアコン使用によりまして空調を使って授業を行うという頻度が高くなりますので、どうしても電気の使用の回数、使用量が増えるということでございますので、上里中学校の電気料の増加ということで御理解いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第66号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第66号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第66号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,391万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,120万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4県支出金は、37万8,000円の増額補正となり、補助対象の歳出、国保システム改修委託料に対して全額が特別調整交付金分として交付されるものでございます。

款7繰越金は、3,354万円の増額補正となり、その他繰越金について平成29年度の繰越金を歳入不足額に充当するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対して3,391万8,000円を追加し、32億7,120万6,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は、37万8,000円の増額補正となり、改元対応などに伴い国保事業報告システムの改修が必要なため増額するものでございます。

款2保険給付費は、60万円の増額補正となり、葬祭費交付金について12名分の不足額を増額するものでございます。

款7諸支出金は、3,294万円の増額補正となり、主な内容は、一般被保険者保険税の還付金の不足額や平成29年度の国庫支出金である国保療養給付費等負担金の返還金について増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して3,391万8,000円を追加し、32億7,120万6,000円とするものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第67号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第67号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第67号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,283万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は、100万2,000円の増額補正、款3支払基金交付金は、112万7,000円の増額補正、款4県支出金は、57万4,000円の増額補正となり、介護予防サービス給付の保険給付費や介護予防・日常生活支援総合事業費の増額等に伴うものとなっております。

す。

款6繰越金は、202万9,000円の増額補正となり、前年度繰越金でございます。

歳入合計につきましては、現計予算に対し473万2,000円を追加し、18億3,283万円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

初めに、款1総務費は、28万8,000円の増額補正となり、介護保険業務に係る職員給与費や介護保険料に係る通知送料の増額等となっております。

款2保険給付費は、411万6,000円の増額補正となり、介護予防福祉用具の貸与や介護予防通所リハビリテーションなど、在宅における介護予防サービス給付費の増額となっております。

款4地域支援事業費は、32万8,000円の増額補正となり、包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る職員給与費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し473万2,000円を追加し、18億3,283万円とするものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点なんですけれども、介護予防サービス給付事業がほとんどの増額になっているかなというふうに思うんですけれども、いわゆる介護度の要支援の方たちが増加傾向にあるのか、そうじゃなくて今現在の人たちのサービスを使う状況が、一人一人の使うサービス内容が増えたという内容なのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回介護予防サービス費の給付費の増額補正ということですが、こちらにつきましては、要支援1、2の方が使っていただいて、なおかつ総合事業じゃないサービスに当たる事業になります。要支援1、2の方が増えたかどうか今の状況、ちょっと私も数字を持ってきてないんですが、そんなに大きな差はないように感じております。この算出した根拠につきましては、3月サービスから7月サービスまでの実績に基づいての量を勘案して推測をしております。全体

の給付を見て、この介護予防サービスについてはちょっと飛び抜けて利用量のほうが増えているということで、ちょっと補正のほうをさせていただいております。なので、サービスの利用者が増えているというふうなお答えで、よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 町長提出議案第68号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第14、町長提出議案第68号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第68号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,343万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款6諸収入は、50万円の増額補正となり、歳出補正の人間ドック補助金について、同額が後期高齢者広域連合から交付されるための増額補正でございます。

歳入合計は、現計予算に対して50万円を追加し、2億7,343万4,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は、50万円の増額補正となり、人間ドック補助金について20名分の不足額を増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し50万円を追加し、2億7,343万4,000円とするものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ただいま補正の説明がありましたが、人間ドックの補助金ということで20名分、50万が補正に組まれる予定になっていますが、これは単年度の要するに一過性のものであるのか、それとも今後こういった傾向で人間ドックを受診する町民が多くなるのか、傾向的にそういう傾向にあるのか、それとも単年度、今年度に限りなのか、その辺ちょっともう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

まさにこれは推測にはなってしまうんですが、傾向としては25年からの統計で18名から、26が21、27が22、28が30、去年度が42、右肩上がりとなっております。考えられるのは、やはり後期高齢者被保険者になる方、社会保険などの時代にこういった保健事業等を経験しておる方が移行してきておりますので、今後は増えていくのではないのかなというふうに担当者としては予想しております。

私からは、以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 町長提出議案第69号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（新井 實君） 日程第15、町長提出議案第69号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第69号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページをごらんください。

第1条は、平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによると規定するものでございます。

第2条は、平成30年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

今回の補正は、人事異動による給与費の補正を行うものでございまして、支出予算につきまして、第1款事業費を既決予定額に対しまして31万1,000円増額し、2億2,840万2,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書中、資本的支出額に対し不足する額8,952万3,000円を8,969万2,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本収支調整額434万9,000円を440万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金4,427万7,000円を2,540万3,000円に、当年度分損益勘定留保資

金4,089万7,000円を5,988万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもの
ございます。

この補正につきましても人事異動による給与費の補正を行うものでございまして、支出予算
につきまして、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして16万9,000円増額し、2億948万
6,000円とするもので、第1項建設改良費を増額する補正でございます。

第4条は、予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費の既決予定額に56万円を増額し、2,240万3,000円といたします。

以上、下水道事業会計補正予算について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜
りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を
起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 本会議終了に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、本定例会に提出しました条例及び契約の変更、一般会計補正予算、特別会計補正予算
につきまして、慎重審議の上御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなりますが、健康管理に十分注意をしていただき、引き続き

町政の発展推進につきまして格段の御支援、御協力をお願い申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◇

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時56分散会